

標 題：

パナマトン数証書の件

NK テクニカル インフォメーション

No. 58

昭和62年6月9日

関係船主、造船所 各位

拝啓 貴社ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、このたびパナマ政府は、昨年12月9日付の Merchant Marine Circular No.92により、総ての船級協会およびその他の代行機関に対して、パナマ政府の代行でトン数証書を発行する場合には、下表の金額をパナマ政府に納付することを要求してまいりました。

つきましては、まことに不本意ではございますが、上記によりまして本年3月1日以降発行のパナマトン数証書に対しては、本会所定のトン数測定手数料に、上記パナマ政府への納付金を加えて請求させて頂かざるを得ないこととなりましたので、なにとぞご理解ご了承下さいますようお願い申し上げます。

敬 具

パナマ政府納付金額一覧表

総トン数	納付金 (U.S.ドル)
0 ～ 49	50.00
50 ～ 299	75.00
300 ～ 499	100.00
500 ～ 999	150.00
1,000 ～ 4,999	250.00
5,000 ～ 9,999	300.00
10,000 ～ 14,999	400.00
15,000 以上	500.00